

研究ノート

ルワンダ国際刑事法廷の時間的管轄権

竹 村 仁 美*

- I はじめに
- II ルワンダ国際刑事法廷とは
- III ルワンダ国際刑事法廷の時間的管轄権
- IV 刑の減輕事由と時間的管轄権
- V 国際刑事裁判所（ICC）と時間的管轄権
- VI 終わりに

I はじめに

国際刑事法及び常設国際刑事裁判所がいわば夢物語と考えられていた時代は終焉し、今や複数の国際刑事法廷の判例によって、国際刑事法はますます精緻化されつつある。こうした国際刑事法体系の発展とそれに呼応する国際刑事法学の活性化が、罪刑法定主義という刑事法の大原則に資するものであり、国際刑事法の法としての意義を高めていることは言うまでもない。日本はいまだ締約国となっていないものの（2006年4月現在）、2001年には常設国際刑事裁判所（以下、ICC）が正式に稼動し始めた。常設国際刑事裁判所ができるまでの経緯及び国際刑事法の歴史を振り返るとき、いわゆるニュルンベルク裁判（以下、IMT）¹⁾、東京裁判（以下、IMTFE）²⁾が想起される。冷戦後には、冷戦中に滞っていた安全保障理事会の動きが活性化され、国際連合憲章第7章に基づく安全保障理事会の決議によって国際連合の補助機関として旧ユーゴ国際刑事法廷（以下、ICTY）³⁾、ルワンダ国際刑事法廷（以下、ICTR）⁴⁾が設置される運びとなった。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第5巻第2号2006年7月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士課程

1) 国際軍事裁判所、the International Military Tribunal at Nürnberg (the Nürnberg Tribunal).
 2) 極東国際軍事裁判所、the International Military Tribunal for the Far East (the Tokyo Tribunal).

本稿の目的は、ICTRについてその概要を紹介するとともに、今まで注目されることが無かった同法廷の時間的管轄権の制限についての問題点及びそれに対する法廷の態度を明らかにしようとするものである。裁判所の時間的管轄権が問題となる場合、(1)行為の起こった時点、(2)その行為が禁止された時点、の二つの側面が区別される⁵⁾。ここでは、時間的管轄権の問題を前者の側面から捉え、議論を進める。確かに後者は犯罪化の「時点」を問題とする点で、裁判所の時間的な管轄に関する問題であるかのように思われる。しかし、「ある行為がいつ犯罪化されたのか」、「裁判所の時間的管轄権内に事項的管轄内の犯罪が成立していたか」、という問題は、事項的管轄権に深く関係する問題であり、本稿は事項的管轄の問題について詳しく論ずるものではない。

II ルワンダ国際刑事法廷とは

1 設置経緯

1994年4月から7月にかけてアフリカのほぼ中央に位置する国、ルワンダ共和国（以下、ルワンダ）で、冷戦後もっとも悲惨なジェノサイド（集団殺害罪）が行われた。この集団殺害を引き起こした民族間憎悪の引き金が、20世紀前半の西欧植民地による部族間の分断統治であることはよく知られている⁶⁾。しかし、ルワンダ人がアルファベットを持たず、口頭による伝承を記憶媒体としているため、植民地化以前のルワンダの民族の区別に関する情報について、信頼できる記

3) The International Tribunal for the Prosecution of Persons Responsible for Serious Violations of International Humanitarian Law Committed in the Territory of the Former Yugoslavia since 1991. *See* United Nations Security Council Resolution 808 (27 February 1993); Resolution 827 (25 May 1993).

4) The International Criminal Tribunal for the Prosecution of Persons Responsible for Genocide and Other Serious Violations of International Humanitarian Law Committed in the Territory of Rwanda and Rwandan Citizens Responsible for Genocide and Other Such Violations Committed in the Territory of Neighbouring States between 1 January 1994 and 31 December 1994. *See* United Nations Security Council Resolution 955 (8 November 1994).

5) Alan Nissel, *Continuing Crimes in Rome Statute*, 25 Mich. J. Int'l L. 653 (Spring, 2004) 659.

6) 小長谷和高「ルワンダ国際刑事裁判所——管轄権に関する若干の考察——」外交時報、1349号（1998年）40ページ。

録が残っていないと考えられている⁷⁾。それでも、フツ族が農民であり、ツチ族が牧夫であることから区別が生じたことに争いはないとされる⁸⁾。現在でも90%の人口が農業で生計を立てるものの、人口密度の高さゆえ、人口当たりの収入は大変低い⁹⁾。こうして、家畜は農作物よりも資産価値が高いことから、牧夫、ツチ族は資産的エリート集団として認知されるようになったといわれる。1923年に国際連盟の委任統治領としてベルギーがドイツの統治していたルワンダを譲り受けたころには、フツ族とツチ族の民族的区別は既に確立したものとなっていたようだ。そこでベルギーは、ツチ族がルワンダを支配しているとして、民族間の区別を統治体制の要とする。

ルワンダには、2005年11月現在、約85%のフツ族、約14%のツチ族、約1%のトゥワ族が住んでいる¹⁰⁾。委任統治の間、ベルギーは、全人口をフツ族、ツチ族、トゥワ族に分類し、人種身分証明を発行するための人口調査を執り行った。委任統治以降、ツチ族とフツ族の民族間対立が強まっていく。

人口800万人のルワンダで、1994年4月6日にルワンダの旧政権大統領、フツ族のハビヤリマナ大統領の乗った飛行機が墜落して以来、7月にかけての三ヶ月の間に、フツ族政府軍、民兵、一般住民によるツチ族、フツ族反政府勢力・穏健派への虐殺が行われた。この三ヶ月間で生じた大量虐殺犠牲者の数は、ルワンダの人口のおよそ7分の1に当たる、50万から100万人と言われている¹¹⁾。しかし、被害はもちろんこの間だけでは済まない。ツチ族に対する殺害行為は、早くも1990年から1993年ごろには行われていたとも指摘される¹²⁾。ルワンダは、こうした数々の民族間殺戮にもかかわらず、民族間憎悪に関わる残虐行為の加害者を

7) フィリップ・ゴーレイヴィッチ著、柳下毅一郎訳『ジェノサイドの丘 上 —ルワンダ虐殺の隠された真実—』(WAVE出版、2003年) 55ページ。

8) 同上。

9) *The Prosecutor v. Jean-Paul Akayesu*, Judgement, Case No. ICTR-96-4-T, Trial Chamber I (2 September 1998) para. 79.

10) 外務省ホームページより。See <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/data.html> (last visited, 7 March 2006).

11) *Akayesu*, *supra* note 9, para. 111. ICTRの検察局はThe Report of 17 January 1995 of the *Special Rapporteur* of the Commission of Human Rights, p. 5, para. 8に基づいて、ICTRの事件中で犠牲者数を80万人から100万人と主張してきた。

不処罰にしており、不処罰 (impunity) の文化を有していた。大量虐殺を前に、前兆と評するにはあまりにも長い部族間対立が存在していたと言える。国際社会もこの事情に対して、国連平和維持活動 (いわゆるPKO) を通じ、一定の関与を図っていた。1993年10月に安全保障理事会は、停戦監視の国際連合ルワンダ支援団 (United Nations Assistance Mission for Rwanda; UNAMIR) を創設する。

しかし、大量殺戮以後1994年7月に誕生したツチ族のルワンダ新政権は、不処罰の文化を断ち切るべく、民族和解と安定した民主主義国家の建設を目的として、国際連合の安全保障理事会に集団殺害罪を犯した者を裁く国際法廷の設置を要請する¹³⁾。1994年10月6日の国連総会において、ルワンダのBizimungu大統領は緊急事項として国際法廷の設置を呼びかけた¹⁴⁾。法廷を設置する国の政府が、比較的積極的に (少なくとも設立準備段階まで) 法廷設立に関与したという点で、ルワンダ国際刑事法廷は、IMT、IMTFE、ICTYという先例と異なっていたと評価できる。もっとも、ルワンダ政府の国際社会に対する国際刑事司法による正義の実現の呼びかけと並行して、ルワンダの惨劇に対する国連の人権保障システムもまたICTRを誕生させる原動力となったのである。

1994年5月、国連人権委員会は特別セッションを開き、ルワンダの状況を調査するために特別報告者を任命し、人権高等弁務官にfield presenceを設置するよう命じた¹⁵⁾。特別報告者のレポートがルワンダの人権状況を伝え、安全保障理事会は専門家委員会を任命する¹⁶⁾。引き続き、専門家委員会も中間報告書内で

12) *Symposium: The Fifth Annual Ernst C. Steifel Symposium: 1945--1995: Critical Perspectives on the Nuremberg Trials and State Accountability: Panel III: Identifying and Prosecuting War Crimes: Two Case Studies --- the Former Yugoslavia and Rwanda*, 12 N.Y.L. Sch. J. Hum. Rts. 631 (1995) 641.

13) Letter dated 28 September 1994 from the Permanent Representative of Rwanda Addressed to the President of the Security Council, U.N. SCOR, 49th Sess., UN Doc., S/1994/1115, (1994) p. 4.

14) *Symposium: The Fifth Annual Ernst C. Steifel Symposium: 1945--1995: Critical Perspectives on the Nuremberg Trials and State Accountability: Panel III: Identifying and Prosecuting War Crimes: Two Case Studies --- the Former Yugoslavia and Rwanda*, 12 N.Y.L. Sch. J. Hum. Rts. 631 (1995) 642.

15) See U.N. ESCOR, Hum. Rts. Comm., 3d Special Sess., UN Doc. E/CN.4/S-3/1-4 (1994); René Degni-Ségui, *Report on the Situation of Human Rights in Rwanda*, U.N. ESCOR, 51st Sess., UN Doc. E/CN.4/1995/7 (1994).

国際刑事法廷の設置を呼びかけた¹⁷⁾。

2 概要

ICTRは、安全保障理事会決議955によって1994年11月8日に設置が決定され、タンザニア連合共和国・アルーシャに設置された。その検察局を同じくアルーシャに置き、上訴裁判部の判事を旧ユーゴ国際刑事法廷と共有するため、オランダ・ハーグに上訴裁判部を置く。

ICTRは一昨年で十周年を迎え、いまや終了に向けて稼働している。2006年4月時点で第一審審理中の抑留者が27名、第一審審理待ちの抑留者が15名、(服役のための)移送待ちが10名、上訴を行っている者が8名、服役中の者が6名、釈放された者が5名、死亡1名、となっており、事件の終了した被告人は27名、となっている¹⁸⁾。本稿は、ルワンダ国際刑事法廷の時間的管轄権に対する被告人側からの申し立てに、同法廷がどのように対応しているのかを明らかにしようとするものである。

III ルワンダ国際刑事法廷の時間的管轄権

IMTとIMTFEの条例には、時間的管轄権についての記述がないので、その時間的管轄権は第二次世界大戦を網羅する限度であると考えられる¹⁹⁾。旧ユーゴ国際刑事法廷の時間的管轄権の始期は1991年以降であって、終期は規程によっては定められていない²⁰⁾。しかし、1991年と定められた始期は、旧ユーゴで大量殺

16) S.C. Res. 935, U.N. SCOR, 49th Sess., 3400th mtg., UN Doc. S/Res/935 (1994). これにより、専門家委員会すなわち「生じていたであろうジェノサイド行為を含め、ルワンダにおける国際人道法の重大な違反を調査及び分析するため安全保障理事会決議935 (1994)によって設置された専門家委員会」が設置された。

17) Letter dated 1 October 1994 from the Secretary-General Addressed to the President of the Security Council, UN Doc. S/1994/1125 (4 October 1994).

18) See <http://69.94.11.53/ENGLISH/factsheets/detainee.htm> (last visited, 25 April 2006).

19) Stéphane Bourgon, *Jurisdiction Ratione Temporis*, in Cassese, A., Gaeta, P. & Jones, J.R.W.D. (eds.), *The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary*, vol. I, 543 (Oxford University Press, 2002) 545.

20) 旧ユーゴ国際刑事裁判所規程第1条。

害のあった時期よりも十分に早く設定されていると評価される²¹⁾。したがって、旧ユーゴ国際刑事法廷のほうでは、時間的管轄権の始期と起訴状の内容の齟齬についての被告人による申し立ては見られない。シエラレオネ特別法廷も時間的管轄権の終期を持たず、始期を1996年11月30日に定め、終期は後に当事者の合意によって定められるものとした²²⁾。シエラレオネでの内戦状態の始期は、1991年にさかのぼるものの、法廷の時間的管轄権を1991年からとすると法廷の負担が重くなる、と国連事務総長が結論付けたことを受けてのことである²³⁾。なお、常設国際刑事裁判所規程（通称、ローマ規程、ICC規程）²⁴⁾は第11条に時間的管轄権の条文を持ち、規程発効後に生じた犯罪について管轄権を有すると定める。ICC規程は2002年7月1日に発効したので、同日以降に生じた犯罪についてのみ、ICCは管轄権を行使しうる。したがって、*ad hoc*（臨時の）国際刑事法廷では時間的管轄権の始期、終期ともに訴追の過程で問題となる一方、常設国際刑事裁判所の時間的管轄権では始期のみが問題となる。

ICTRの時間的管轄権は、「1994年1月1日から1994年12月31日まで」と限定的だ²⁵⁾。したがって、その始期も終期も当時のルワンダでの大量虐殺を網羅するのに不十分であるとの指摘がなされてきた。実際に、ICTR規程が採択される際に安保理の非常任理事国であったルワンダ政府は、時間的管轄権の不十分さを理由のひとつとしてその設置決議に反対票を投じた。「世界が目当たりにした1994年4月のジェノサイドは、長年の計画の結果であり、その計画期間中にも試験的な殲滅計画が成功を収めていた」、とルワンダ政府は主張した²⁶⁾。したがっ

21) Christina M. Carroll, *An Assessment of the Role and Effectiveness of the International Criminal Tribunal for Rwanda and the Rwandan National Justice System in Dealing with the Mass Atrocities of 1994*, 18 B.U. Int'l L.J. 163 (2000) 175.

22) シエラレオネ特別法廷第1条第1項。Statute of the Special Court, annexed to the Agreement, the Report of the Secretary-General on the Establishment of a Special Court for Sierra Leone, UN Doc. S/2000/915 (2000).

23) *Report of the Secretary-General on the Establishment of a Special Court for Sierra Leone*, 4 October 2000, UN Doc. S/2000/915, para. 26.

24) Rome Statute of the International Criminal Court, adopted by the United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court on 17 July 1998, UN Doc. A/CONF/183/9, in 37 ILM (1998) 999.

25) ルワンダ国際刑事裁判所規程第1条。

てルワンダ政府は、ルワンダで起こったジェノサイドの原因とその計画を考慮する必要性を強調し、武力紛争の始期を1990年10月1日と捉え、その終期1994年7月17日までの期間を法廷が考慮するように求めていた²⁷⁾。ルワンダ政府の提示した1990年10月1日の管轄権始期は、特に虐殺に対するフランス政府の関与を明らかにすることを求めたNGOから歓迎されていた²⁸⁾。この点、安全保障理事会にとっては法廷の時間的管轄権と憲章第七章下の安全保障理事会の権限行使の目的（平和の維持と回復）との整合性が関心事であり、ルワンダ政府の追及する不処罰の文化の根絶という目的とは一見異なった法的制限の下に時間的管轄権設定を議論せねばならなかった²⁹⁾。また、終期については、アメリカとフランスの支持で、ツチ族から成るルワンダ愛国戦線（RPF：the Rwandan Patriotic Front）によって行われた偶発的な報復行為についても訴追することのできるよう1994年12月31日までの管轄権となった³⁰⁾。この終期はルワンダでの大量虐殺に続いて起こった残虐行為を考えれば、必ずしも恣意的な設定であるとは言えない³¹⁾。結局、法廷の始期はルワンダ政府の求めた期日よりも短く、終期はルワンダ政府の求めた期日よりも長く設定されたのである。

上記のとおり、ICTRの時間的管轄権は限定的であるので、ICTR史上、起訴状上の罪状が時間的管轄権を越えたものであるとして手続き上の裁定を求める被告人は少なくない。事実、ICTR設置時に、ルワンダ政府国連代表は、限定的な時間的管轄権がその管轄の時期よりも前——1990年頃——に端を発する集団殺害罪の効果的な訴追を妨げることを一因としてICTR設置決議に反対票を投じている。しかし、この問題についてのICTRの裁判部の対応は、一貫して2000年9月5日の *Ngeze and Nahimana* の上訴裁判部の立場を踏襲しており、極めて明瞭と言える。すなわち、原則として「1994年1月1日から1994年12月31日に行われ

26) UN Doc. S/PV.3453 (1994) p. 14.

27) *Id.*

28) Frédéric Mégret, *Le Tribunal Pénal International pour le Rwanda* (Pédone, 2002) 32.

29) Payam Akhavan, *The International Criminal Tribunal for Rwanda: The Politics and Pragmatics of Punishment*, 90 AJIL 501 (1996) 505.

30) Mégret, *supra* note 28, at 33.

31) *Id.*

ていない犯罪行為について (ICTRにおいて) 誰も責任を問われることは無い」³²⁾。しかし、この原則により、起訴状中で1994年1月1日に先立って行われた犯罪に導入部で言及することができなくなるわけではない³³⁾。こうして上訴裁判部は、1994年に先立って行われた出来事が「歴史的目的あるいは情報として」第一審裁判部によって利用されている限り、被告人が1994年に先立って行った犯罪について責任を問われているとは言えない、と判断したのである³⁴⁾。

起訴状中で、1994年に先立って行われた出来事が歴史的文脈で使用されているのか、それとも容疑を掛けられている (ICTRの時間的管轄権の範囲内の) 犯罪の意図や構成要件を推論するための根拠として利用されているのか、を判断するに当たっては、*Ngeze and Nahimana* 中間上訴決定のShahabuddeen 判事個別意見が示唆に富んでいる。同判事の個別意見によれば、「(ICTR) 規程がICTRへの管轄権を1994年の一年間に限定していることについて争いはない。したがって、起訴状がその年に先立って行われた犯罪について訴因を提示することができないということについても争いがない」³⁵⁾。Shahabuddeen 判事は、さらに以下のように、起訴状中の時間的管轄権前の事実についての見解を示している。「事実は序言的 (introductory) に提示されうる。つまり、犯罪の法律的要件 (the legal elements of a crime) と法律的要件の徴候 (the evidence of their existence) は区別される。検察官は、1994年1月1日から1994年12月31日という規程の提示する時間的管轄権内で、容疑の犯罪の行われた時に、犯罪の法律的要件すべてが存在していたことを証明せねばならない」³⁶⁾。「構成要件の徴候は、時間的管轄権

32) *Hassan Ngeze and Ferdinand Nahimana v. The Prosecutor*, Decision on the Interlocutory Appeals, Appeals Chamber (5 September 2000) p.6; *Jean Bosco Barayagwiza v. The Prosecutor*, Decision on Interlocutory Appeals against the Decision of the Trial Chamber Dated 11 April and 6 June 2000, Case No. ICTR-97-19-AR72, Appeals Chamber (14 September 2000); *Juvénal Kajelijeli v. Le Procureur*, Arrêt (Appel de la Decision du 13 Mars 2001 Rejetant la «Defence Motion Objecting to the Jurisdiction of the Tribunal»), Case No. ICTR-98-44-A, Appeals Chamber (16 November 2001).

33) See *supra* note 32, *Ngeze and Nahimana* p. 6.

34) *Id.*

35) See *supra* note 32, *Ngeze and Nahimana*, Separate Opinion of Judge Shahabuddeen, (5 September 2000) p. 1. para. 2.

36) *Id.*, p. 4, para. 9.

の前に端を発する可能性がある。しかし、その徴候によって証明されることとは、管轄権内の時点つまり容疑の犯罪が行われた時点で、要件が存在していたということである」³⁷⁾。

第一審裁判部も、規程によって制限されている時間的管轄権を「十分承知している」³⁸⁾とする一方で、時間的管轄権に該当しない情報が、「容疑の掛けられた犯罪の文脈を正しく理解する」ために、容疑者と裁判部双方にとって、役立つものであると判断している³⁹⁾。1994年よりも前の出来事の情報を含む起訴状の段落について、その許容性と証明力を問う場合は証拠の評価の段階がふさわしい⁴⁰⁾。起訴状中の時間的管轄権外の事実の記述に基づく被告人からの法廷の管轄権の否定の申し立てや、起訴状無効の申し立て内容は、こうした記述が審理で許容されるかどうかの問題に他ならないからである⁴¹⁾。したがって、起訴状内の時間的管轄権外の記述について、手続き段階でその関連性と許容性を判断することは尚早であり、適切な段階は被告人の審理の段階であるとみなされる⁴²⁾。

IV 刑の減輕事由と時間的管轄権

Kajelijeli事件の第一審判決で第一審裁判部は、Kajelijeliがツチ族の人々を助けたという事実を減輕事由としては認めなかった⁴³⁾。その理由のひとつとして、第一審裁判部は、Kajelijeliがツチ族を助けたとされる出来事の起こった期間が

37) *Id.*, p. 5, para. 11.

38) *The Prosecutor v. Ferdinand Nahimana*, Decision on the Defence Preliminary Motion, Pursuant to Rule 72 of the Rules of Procedure and Evidence, Case No. ICTR-96-11-T, Trial Chamber I (12 July 2000).

39) *Id.*

40) *Id.*

41) *The Prosecutor v. Gratien Kabiligi and Aloys Ntabakuze*, Decision on the Defence Motions Objecting to a Lack of Jurisdiction and Seeking to Declare the Indictment Void *Ab Initio*, Case No. ICTR-96-34-I, Trial Chamber III (13 April 2000) para. 38.

42) *The Prosecutor v. Ferdinand Nahimana*, Decision on the Prosecutor's Request for Leave to File an Amended Indictment, Case No. ICTR-96-11-T, Trial Chamber I (5 November 1999) para. 28; *the Prosecutor v. Jean Bosco Barayagwiza*, Decision on the Prosecutor's Request for Leave to file an Amended Indictment, Case No. ICTR-97-19-I, Trial Chamber I (11 April 2000).

43) *The Prosecutor v Kajelijeli* (Judgment and Sentence), Trial Chamber II, (1 December 2003).

ICTRの管轄権の範囲外である、ということを挙げた⁴⁴⁾。そこで、Kajelijeliは、このような理由づけの結果、明らかに不公正で不正義な刑が課されることとなったと主張し、法的瑕疵であると訴えた。上訴裁判部は、この点についてKajelijeliから十分な理由が提示されていないので、有効な上訴理由とはみなされないと判断しながらも、裁量で法的瑕疵の有無を検討した⁴⁵⁾。

1994年1月1日よりも前にツチ族の人々の命を助けたという上訴人の申し立ての事実が法廷の時間的管轄権外である、という簡潔な根拠によってその事実を減輕事由とみなさなかった第一審の見解には賛成できない、と上訴審は明言した⁴⁶⁾。上訴審によれば、「法廷の規程第1条および第7条が法廷の時間的管轄権を1994年1月1日から1994年12月31日に限定していることは事実である。しかし(However)、その時間的な枠組みとは国際人道法の重大な違反を訴追し裁くための法廷の権限のことである。つまり、誰もその時間的枠外に行われた犯罪について起訴されることはない、ということである。この規定は、問題となっているような出来事を量刑において用いることを妨げるものではない」⁴⁷⁾。こうして、上訴裁判部は時間的管轄権があくまで訴追のための犯罪の行われた時点に関する法廷の管轄権であって、量刑を考慮する際の事実に関するものではないことを明らかにした。ただし、この事実を減輕事由として認めない他の事由が存在するとして、この事実を減輕事由として認めない第一審の判断を覆すことはしなかった。

V 国際刑事裁判所（ICC）と時間的管轄権

国際刑事裁判所規程第11条第1項は、その時間的管轄権の始期を規程の効力の発効した日以降に限定している。また、第11条第2項は、同規程発効日以降に加盟国となった国家については、第12条第3項に基づいて当該国家が管轄権を受諾しない限り、当該国家において同規程が効力を発した日以降に行われた犯罪につ

44) *Id.*, para. 948.

45) *Juvenal Kajelijeli v. The Prosecutor*, (Judgment and Sentence), Case No. ICTR-98-44A-A, Appeals Chamber (23 May 2005) para. 297.

46) *Id.*, para. 298.

47) *Id.*, para. 298. (強調、原文どおり。)

いて管轄を有すると定めている。こうして、(時間的管轄権内の出来事に関連する行為であって) 規程発効よりも前に行われた行為、あるいは第12条第3項に基づく宣言に定められた時間的枠組み前の行為について、一体、裁判所はどの程度検討することが可能であるのか、が問題となる⁴⁸⁾。特に、規程発効前に端を発する行為であってそれ以降も続くような、いわゆる ‘continuing crime’ (継続犯) の扱いが問題となる⁴⁹⁾。締約国会議において、この問題は不遡及の原則と共に議論されたけれども、結局起草者たちはなんらの解決策も見出さぬままに会議を終えたとされる。

果たしてこれら課題について、ICCは上述ICTRの時間的管轄権に関する判例を参考にすることができるだろうか。Ngeze and Nabimana事件の中間決定において、第一審裁判部は時間的管轄権外の被告人の行動に関する事実について、その行動が法廷の管轄権に該当するその他の事実に関係する限度で、その事実を考慮しうる、と述べている⁵⁰⁾。Nsengiyumva事件とKabiligi and Ntabakuze事件において、ICTR第一審裁判部は、より明確に、共同謀議 (conspiracy、コンスピラシー)⁵¹⁾は継続犯である、と述べ、1994年に共同謀議が存在していたことを証明するために、1994年よりも前の証拠が必要になる場合もあると認めた⁵²⁾。このような判例を受け、ICCも継続犯について、管轄権の生ずるより前に起こった共謀部分を証拠として認めるべきだとする見解がある⁵³⁾。他方で、ICTRが1994年より前の事実を

48) Carsten Stahn, Mohamed M. El Zeidy, Héctor Olásolo, *The International Criminal Court's Ad Hoc Jurisdiction Revisited*, 99 AJIL 421 (2005) 429.

49) *Id.*

50) *Hassan Ngeze v. The Prosecutor*, Decision on the Prosecutor's Request for Leave to Amend the Indictment, Case No. ICTR-97-27-I, Trial Chamber I (Nov. 5, 1999) para. 3.

51) 共同謀議とは(未完成の犯罪であって) 不法な目的あるいは合法的な目的を不法に達成しようという二者以上での合意を言う。See generally, *Prosecutor v. Musema*, Case No. ICTR 96-13-T, Judgement and Sentence, Trial Chamber I (January 27, 2000), paras. 184-198.

52) *The Prosecutor v. Anatole Nsengiyumva*, Decision on the Defence Motions Objecting to the Jurisdiction of the Trial Chamber on the Amended Indictment, Case No. ICTR-96-2-I, Trial Chamber III (13 April 2000) paras. 27-28. *The Prosecutor v. Gratien Kabiligi and Aloys Ntabakuze*, Decision on the Defence Motions Objecting to a Lack of Jurisdiction and Seeking to Declare the Indictment Void *Ab Initio*, Case No. ICTR-96-34-I, Trial Chamber III (13 April 2000) para. 39.

考慮に入れていること自体、1994年4月ではなく⁵⁴⁾1994年1月を時間的管轄権の始期に選んだ起草者意図⁵⁵⁾をゆがめて規程を解釈していることになる、との指摘もある⁵⁶⁾。

結局のところ、不十分な時間的管轄権の始期は、被告人保護の見地からも裁判所の実効性の見地からも、後々争いを起こすことになり、望ましくない。たとえば、シエラレオネ政府は特別法廷に協力的である一方、2001年に国連の法務部へ特別法廷の時間的管轄権を1991年に早めるよう書簡で要請している⁵⁷⁾。と同時に、必要性に迫られてから設立するしか道の無い臨時的な国際刑事法廷や国際社会の話し合いの中でやっと生成されたICCの設立過程を考える時、国際的な刑事裁判所の時間的管轄権の始期が、完全な正義のためには不十分であることは仕方が無いとも考えられる。問題はその際に、時間的管轄権を越えた証拠を認める可否かである。時間的管轄権は、国際刑事の分野においても、人的管轄や事項的管轄権に関係する問題であろう⁵⁸⁾。したがって、ICCは、時間的管轄権と事項的管轄権の範囲内の行為が、時間的管轄権範囲外の事実を考慮することを必要とする場合にのみ、被告人の利益に注意しつつ、そのような事実を証拠として採用すべきではなかろうか。

53) Stahn et al., *supra* note 48, at 431; Thomas Hethe Clark, *The Prosecutor of the International Criminal Court, Amnesties, and the Interests of Justice: Striking a Delicate Balance*, 4 Wash. U. Global Stud. L. Rev. 389 (2005) note 31.

54) 専門家委員会は、中間報告書内で、法廷の時間的管轄権 (*ratione temporis*) を示唆するわけではない、としながらも1994年4月6日から7月15日までに行われた犯罪を法廷が裁くことを提案している。Letter dated 1 October 1994 from the Secretary-General Addressed to the President of the Security Council, UN Doc. S/1994/1125 (4 October 1994) 5 and 31.

55) See Report of the Secretary-General Pursuant to Paragraph 5 of Security Council Resolution 955 (1994), P 9, UN Doc. S/1995/134 (1995) at 14.

56) Gabriele Della Morte, *De-mediatizing the Media case: Elements of Approach*, 3 J. Int'l Crim. Just. 1019 (2005) 1024.

57) Eleventh report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone, UN Doc. S/2001/857 (7 September 2001) para. 48.

58) See Shabtai Rosenne, *The Law and Practice of the International Court, 1920-1996* (3rd ed., Martinus Nijhoff, 1997) 579 – 580.

VI 終わりに

ICTRは、1994年にルワンダで起こったジェノサイド及びその他の国際人道法違反行為、そして1994年中に近隣諸国でルワンダ国民によって行われた国際人道法違反を訴追するために設立された⁵⁹⁾。したがって、ICTRではジェノサイドで訴追される者が多い。ジェノサイドは犯罪の中の犯罪⁶⁰⁾と呼ばれる重大性から、扇動 (incitement)、共同謀議 (conspiracy) といった形式の未完成の犯罪 (inchoate crimes) を訴追することが予防機能の点で特に重要視される。安全保障理事会という政治的な場で起草、採択されたICTR規程の時間的管轄権が、ジェノサイドの準備期間を訴追する際に十分な程度の管轄権の幅を設けていない、ということは驚くべきことではないかもしれない。この不都合に際し、ICTRは1994年よりも前の事実について歴史的文脈で用いる限り支障は無く、被告人は1994年よりも前の犯罪について罪を問われるわけではない、との立場を明らかにしている。

とはいえ、ICTRの裁判部も検察局も時間的管轄権が狭いことから来る不都合を無理に克服しようとしているわけではない。定められた管轄権内で活動することが法廷の正義に適うのであるから、ICTRの検察局は、いかにルワンダで行われたジェノサイドに重大な寄与をしたと思われる人物であっても、ジェノサイドの扇動行為とその結果が時間的管轄権外の場合には訴追をあきらめている。たとえば、Leon Mugeseraは1994年よりも前のハビヤリマナ政権下でのフツ族政治活動家であり、1992年11月に、1000名の支持者に対して、ツチ族と大統領に反対するフツ族を殲滅するよう呼びかける講演を行った⁶¹⁾。ICTR自身、このスピーチを最も悪名高い反ツチプロパガンダと位置づけている⁶²⁾。しかし、このスピーチはICTRの時間的管轄権期間内に当てはまらないので、いったん訴追を考えたICTRの検察も起訴を断念している⁶³⁾。Mugeseraは、ルワンダ政府の逮捕状発行後、短期間スペインへ逃亡し、1993年3月にカナダに永住権を申請し、認め

59) See UN Doc. S/RES/955, (8 November 1994) para. 1.

60) *The Prosecutor v Kambanda* (Judgment and Sentence), Case No. ICTR-97-23-S, Trial Chamber I (4 September 1998) para. 16.

61) *Akayesu*, *supra* note 9, para. 100.

62) *Id.*

られた⁶⁴⁾。カナダの移民法では、カナダの国外で人道に対する罪や戦争犯罪を行ったと信じるに足る理由のある者は滞在を認められないので、後にカナダの移民当局がMugeseraの経歴に気づき滞在許可の剥奪が問題となった。長い訴訟経過を経てカナダ最高裁は先の2005年6月28日に、Mugeseraのスピーチがジェノサイドの扇動に相当するものであったと判断し、国外退去を命じている。

今やICTYもICTRも、安全保障理事会決議中で謳われた完了戦略(Completion Strategies)の達成のため、国内の裁判所に事件訴追の移管を進めている⁶⁵⁾。この手続きは、2002年に改正されたICTY及びICTRの手続証拠規則第11条bisの規定に従って一定の条件の下に行われている⁶⁶⁾。ICTY規程第9条第2項とICTR規程第8条第2項の国内管轄権に対する優越の原則に反することなきよう、戦争犯罪人の中でもいわゆる小物(small fry)に分類される者がこの手続きの対象となるような政策が念頭に置かれている⁶⁷⁾。安全保障理事会という多分に政治的な機関によって*ad hoc*に設立されたICTYやICTRとは異なって、国内法廷は恒常的な裁判の場であり、第一審の裁判を2008年まで、上訴審を2010年までに終了するよう安全保障理事会から急かされているICTYやICTRよりも公正な裁判が行われることが期待される。他方で、国内法廷で国際刑事法違反の犯罪を裁くことは、多数の国際刑事法に習熟したlegal officersを抱えるICTY、ICTRと比べて、必ずしも公正な結果を生み出すとはいえない。また、被告人が国籍や犯罪の発生地などの点で、移管される国内裁判所となんらの関係も持たない場合と、被告人がその国出身である場合とで、正義に影響は生じないかどうか、などの懸念も生じる。とはいえ、規則第11条bis(C)項が公平な裁判のチェック機能として働くと考えられる。同項は、訴追の移管を決定する際に第一審裁判部が、移管される裁

63) William A. Schabas, *Genocide in International Law* (Cambridge University Press, 2000) 273.

64) Joseph Rikhof, *Hate Speech and International Criminal Law: The Mugesera Decision by the Supreme Court of Canada*, 3 *Journal of International Criminal Justice* 1121 (2005) 1122.

65) See UN Doc. S/RES/1503 (28 August 2003); UN Doc. S/RES/1534 (26 March 2004).

66) See generally Michael Bohlander, *Referring an Indictment from the ICTY and ICTR to Another Court – Rule 11 Bis and the Consequences for the Law of Extradition*, 55 *ICLQ* 219 (2006).

67) *Id.*

判所で公平な裁判を受ける、また死刑が科され執行されない、という条件を満たすことを要請している。また規則第11条 *bis* (F)項によれば、検察官の要請により移管の命令を取り消すことが可能であり、審理の延期を命ずることができる。したがって、命令の発行前には第一審裁判部が国内法廷の公正な審理を確保する役割を果たし、命令の発行後には検察官が国内裁判の公正な審理を監督する役割を有しているといえる。

なお、ルワンダ政府は1996年に始動した伝統的な刑事システムによる訴追に加え、「ガチャ（ツ）チャ（gacaca）」⁶⁸⁾と呼ばれる慣習的な集会制度を利用した庶民的司法制度によるジェノサイド加害者（首謀者や指導者を除く）の訴追を試みている。

ICTRの自己の時間的管轄権に関する判断は既に一貫しており、今後も変わっていく可能性は低いように思われる。今後、国際刑事法違反の犯罪を裁く国内裁判所そして常設のICCが、ICTRの判例を適宜活用していくことが期待される。

68) 本来、‘Gacaca’ は草地、芝生を意味し、民家の前での近所の人たちの集いを指す用語である。